

狂犬病予防集合注射を実施します

問 環境農林課 環境施設係 ☎ 025 - 788 - 0291

狂犬病予防注射は、法律で毎年1回接種させることが義務付けられています

すでに犬の登録済みの場合 注射料金 3,250円

狂犬病注射済票申請書を郵送します。注射を受ける際に必要となりますので、申請書に署名し、問診票をご記入のうえ、料金と一緒に会場まで持参してください。

生後91日以上の子犬を新しく飼われた場合 注射料金 6,250円（登録手数料3,000円を含む）

▷料金を会場まで持参してください。 ※動物病院で個別注射を受ける場合の注射料金は上記と異なります。

狂犬病予防集合注射日程 すべての会場に時間の変更があります。ご注意ください。

※今年度から、芝原荒戸地区生活改善センター・土樽集落開発センター・松川生活改善センターでは、狂犬病予防注射を行いません。

5月13日（火）

会場	時間
湯沢町役場裏駐車場	9:00～9:50
岩原スキー場前駅	10:00～10:20
神立中央集会場	10:30～10:40
湯沢町公民館浅貝分館	13:30～13:50
街道の湯駐車場	14:10～14:20
芝原荒戸地区生活改善センター	廃止

5月14日（水）

会場	時間
農山村総合開発センター	9:00～9:40
滝ノ又会館	9:50～10:00
湯沢町公民館	10:20～10:50
歴史民俗資料館「雪国館」	11:00～11:10
土樽集落開発センター	廃止
松川生活改善センター	廃止

○集合注射で接種できない方は、6月末までに個別に獣医師から接種を受けてください。料金については、動物病院にお問い合わせください。

- ・会場でのフンの処理は、必ず飼い主が行ってください。
- ・会場には、犬をしっかりと押さえることができる方が連れてきてください。
- ・飼っていた犬が死亡した場合は、必ず届出をお願いします。
- ・老犬や犬の具合が悪いなどの場合は、かかりつけの獣医師にご相談ください。なお、注射が受けられない場合は、必ず獣医師が発行する「狂犬病予防注射猶予証明書」を提出してください。

湯沢町住民税非課税世帯に対する 価格高騰支援給付金支給のご案内

価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、給付金を支給します。

対象となる世帯 次の条件を満たす必要があります。

- ・令和6年12月13日時点で湯沢町に住民登録がある
- ・令和6年度分の市町村民税非課税者のみで構成されている世帯
(ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯および既に他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯は対象となりません。)

支給額

1世帯当たり4万円、また18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の子どもがいる世帯に1人あたり3万円を加算（支給は1回のみ）

給付金の返還

給付金を受給した後、支給要件に該当しないことや当該世帯がすでに湯沢町から本給付金を受給していたこと、虚偽の内容で申請したことなどが判明した場合は、本町から給付金の返還請求をいたします。

支給のお知らせについて

令和6年1月1日以前から湯沢町に住民登録があり、対象と思われる世帯には、「令和6年度湯沢町住民税非課税世帯に対する価格高騰支援給付金支給のお知らせ」を3月下旬にお送りしています。

※「対象世帯と思うが、お知らせが届かない。」など、不明な点はお問い合わせください。申請書が必要な場合があります。

申請書等の受付

令和7年6月30日（月）まで（必着）

（注意）消印有効ではありません。期間内の必着です。

問 福祉介護課 福祉係 ☎ 025 - 784 - 4560
こども加算に関すること
町民課 ☎ 025 - 784 - 3453